

第10回 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 議事要旨

日時 平成28年8月17日(水) 午後7時～9時
会場 商工会館 第一・第二合同会議室
出席者 諸橋委員長、小山田委員、栗原委員、小林委員、中山委員、向井委員
(欠席委員：千田副委員長、高木委員)

傍聴者 3名

議題

1 委員長挨拶

2 議題

- (1) 第9回委員会議事録の確認
- (2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)骨子案の検討について
- (3) その他

■議題(1) 第9回委員会議事録の確認

資料1 議事録に基づき事務局が説明。一質疑なく了承。

■議題(2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)骨子案の検討について

【委員長】

- ・それでは、第10回目の武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会を開催する。早速、資料の確認に入るので、事務局から説明を求める。

【事務局】 説明

【委員長】

- ・それでは、推進委員会との意見交換会と、市民との意見交換会ということで行われた意見の資料を基に、詰めていきたい。

【委員長】

- ・まず用語の定義のところに関してだが、性別等のところで、「性自認」と「性的指向」を入れた。それから、「男女平等社会」の定義に関しては、「男女平等」を定義すればよいのではないかとの意見だが、いかがか。「性自認」と「性的指向」は、入ったほうがわかりやすいか。それから、DVに関しては、「ドメスティック・バイオレンス」や「ストーカー行為」と括弧つきで具体的に入れたが、これもわかりやすくなったと思う。リプロに関しては、個別の施策と用語の定義に入れるかどうかは要検討である。それから、「ポジティブ・アクション」という言葉は併記してもよいかと考える。

【委員】

- ・「男女平等」は、平等の後に「社会」と「推進」という言葉がそれぞれつくため、「男女平等社会」の定義とすると、「平等の推進」のほうが曖昧になる。「男女平等」の定義でよろしいかと考える。また、DVやストーカーを併記することについてもよいのではないか。それから、「特に困難な状況にある人」は議論した上で すべての人に含まれるということだった。

【委員】

- ・特に困難な状況にある人への配慮というのは、すべての人に含まれるという議論があったのは覚えているが、後のほうで「エンパワーメント」という言葉がでてくる。困難な状況にある人がその状況から自分の力をつけて、社会の中で活動していくような中身を「エンパワーメント」という言葉は含んでいるので、エンパワーメントを条例の中でもう少し強調してもよいのではないかという意見もあった。困難な状況にある人への配慮ということがこのような文言であるべきかどうかは別にしても、やはり弱い立場の人にとって、この条例はそのような人たちをきちんと支え助けることを意識してつくられているということがわかるような文言があってもよいのではないか。「すべての人」と言ってしまうと、そういった部分がとても弱くなる感じがする。

【委員】

- ・根本的にこの条例は、性別に関連する平等の推進がもともとの趣旨だと考える。ただし、性別等ということで、性別にかかわる中で広げていることはあるが、特に困難な状況にある人というのは、例示としては、外国人や障害のある人等ということであった。もちろん外国人や障害のある人等の社会的な平等を推進することに意味があると思うが、この条例で特にそこに光を当てて、外国の人に特にどうするか、障害のある方に特にどうするかなどの効果を定める条例ではないものとする。大事だということはあるが、この条例の射程ではないと考える。

【委員】

- ・例えば女性であり、かつ障害者であるということは、女性であることのある種の不利益を重ねて障害者であることの生きにくさのようなものをあわせ持っている。これは障害者施策のエリアにもかかってくるが、そこは重なっている課題である。外国人であり、かつ女性であるということや、あるいはひとり親家庭では、女性のほうがひとり親家庭で得られる賃金の平均値が低いというようなことがある。例えば、性的に男女という枠組みの中に捉えられない人で、かつ障害を持っているなど、そのような人には特別なサポートが必要になってくるのではないかと。単なる障害者や、単なる外国人という形でのサポートでは不十分な面が多いのではないかと。だから、障害者という枠組み、あるいは外国人という枠組みがあるのだから、そちらのほうでカバーできる問題ではないのかという意見に対しては、重なっている課題があるから、特に困難な状況というものが生まれてくるのではないかと考える。

【委員】

- ・では、「特に困難な状況にある人」を定義したとして、それを、具体的にどここの条文に絡めて使うのかということがある。

【委員】

- ・具体的な文言は、この後、短い期間で練れるかどうかという問題はあるが、理念に入れるべきではないかと考える。

【委員】

- ・では、理念に入れるかどうかということで要検討としたい。とりあえず落とせるものは落とし、要検討のものと仕分けをしながら、結論が出るものはできるだけ出す。例えば、4つ、5つほどの宿題を皆で考えてくるということであれば、絞った上での宿題ということでもよいのではないかと。

【委員長】

- ・「特に困難な状況にある人」は、前文等とかかわるので大事なところであるが、理念だとすると、今は「すべての人」で通している。

【委員】

- ・理念を「すべての人」で通しているので、「特に困難な状況にある人」が意識されにくい組み立てになっている。

【委員長】

- ・そこはペンディングにしておく。例えば、同性カップルで公団住宅に入れないといったことも、困難な状況にあるわけなので、何かしらの形で受け皿があるとよいと思うが。ほかはいかがか。

【委員】

- ・「外形的」については、もともとの文言よりわかりやすくなっているのでは、よいのではないかと。それから、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」と「ポジティブ・アクション」に関しては、第3次の計画の中にも用いられている言葉なので、使っても特に違和感はない。

【委員長】

- ・「リプロ」や「ポジティブ・アクション」に関しては、個別の施策でこの言葉を使う必要が出てくるが、そこは検討するというので、入れる方向でいかがか。
- ・「外形的」の部分は、ここだけ著しく長く感じる。間接差別に関して、「直接に差別的な条件や待遇差は設けていないが」の記述はとてもわかりやすいが、後述の、「その人の性の在りよう

によって著しい不利益をこうむるような基準や慣行でその正当性が認められないもの」が長く感じる。間接差別のもう一つの定義が要するという感じになるが、とりあえず入れておくこととする。用語の定義はおおむね固まったが、「ジェンダー」という言葉をもし前文等で使うとなると、やはり定義が必要になるが、これは追って検討することにする。「ジェンダー」という言葉の二分法の持つ危険性もあるので、なるべく入れない方向でということと検討してきたわけだが、前文で使わずに何とか通すことも考えられる。用語の定義はほぼ固まったが、困難な状況にある人は宿題にしたい。次に、基本理念について事務局に説明してもらおう。

【事務局】 説明

【委員長】

- ・「政策を含めたあらゆる分野」としたらどうかという意見だったが、「政策を含めた」は必要か。「政策」という名詞を入れると変な感じもするが。

【委員】

- ・政策の立案や策定など、そのような使い方でない違和感がある。

【担当部長】

- ・あくまで仮定として事務局の方で入れているので、このままでいいということも当然ある。たたき台があったほうが議論しやすいと考え、事務局側で入れた。

【事務局】

- ・参考までに、「市の施策及びあらゆる分野における」としている自治体があった。

【委員長】

- ・「あらゆる分野」で全部入るわけである。強調したいということだろうが、なくてもよいのではないか。「すべての人が、性別等に関わりなく、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における」である。

【委員】

- ・十分書いてある。

【委員長】

- ・このままでよいということで、もとの文章で行くこととする。それから、「相互の協力と社会の支援の下に」を「互いの」として少し砕いたほうがよいのではないかとの意見だが、これはニュアンスの問題である。

【委員】

- ・相互と言うと、やはり男女をイメージしやすいからではないか。

【委員長】

- ・わかりやすさも考慮して、「互いの」としよう。次に責務に関して事務局より説明してもらおう。

【事務局】 説明

【委員長】

- ・それではまず、推進委員会との意見交換会で出た「積極的に努める」である。市民と事業者の責務の語尾に、いずれも「積極的に取り組みを努めるものとします」、あるいは「積極的に推進します」と入れるということによろしいかと考えるが、いかがか。

【委員】

- ・市民が主語のところでは、「男女平等の推進に積極的に取り組む」となっており、事業者が主語のところでは、「男女平等を積極的に推進し」となっている。入れるならそろえて、「男女平等を積極的に推進するよう努めるものとします。」などとしないと、同じような文言なのにちぐはぐになる。

【委員長】

- ・「男女平等を積極的に推進するよう努めるものとします。」とすべきか。

【委員】

- ・そのほうがよい。

【委員長】

- ・それから、市の責務として、市民団体への積極的支援という意見をいただき、これは責務に入

れてもよいかと考える。個別の施策かもしれないというところはあるが、いかがか。「市民団体を積極的に支援する」、ないしは、「市民活動に対して、市は支援する」。実際にやっているわけであり、問題ないのではないか。責務に入れるか、それとも個別の施策に入れるか。

【委員】

- ・どちらかという「施策」ではないか。

【委員長】

- ・「責務」というより、「施策」という感じがする。

【委員】

- ・これは、現状での市民活動に対する支援のあり方というのは、具体的にはどのような状況か。「情報提供、その他、必要な支援」と書いてあるが。

【事務局】

- ・現状では、男女共同参画推進団体というものが20団体ほどあり、これらの団体に対して活動を支援する制度がある。補助金などの制度もあり、市の条例案を作成した団体などとは、パートナーとして様々な講座事業などを行っている。

【委員長】

- ・実際にやっているし、それを法律的に担保するためにも、くり出しておくという意味で、あってよいものとするが、個別の施策でいかがか。あるとそこは安心する。

【委員】

- ・それでもいい感じがする。

【委員長】

- ・どこへ入れるかは後で考えるとして、とにかく個別施策に入れることにする。文言はこれでよいか。「市民及び団体の活動に対する支援」という見出しをつけ、「市は、男女平等の推進に関する活動を行う市民及び団体に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとします。」でよいか。では、この文言を活かしてもらおう。
- ・あとは、エンパワーメントの件と教育の件である。市民意見のほうの2つの項目を検討したい。条文全体がエンパワーメントになるはずであるということで、基本理念の3や市の責務に入っている。それから、個別の施策の3番目の啓発・普及・広報のところでも反映しているのではないかと。

【委員】

- ・それは市民意見の中にあったエンパワーメントの2つの側面の片方だと考える。つまり、女性が力をつけていく力量形成の部分に関しては、基本理念の3や施策のところに書かれていて、そういうもので力をつけていく。一方で、先ほど少し触れたが、暴力やさまざまな人権侵害の中で傷ついた人たちをもう一度、膨らませてあげなければならない。膨らますという表現を使っているが、もう一度、その人たちが力を取り戻して、力を発揮するようになるといったことをエンパワーメントの言葉に含んでいるわけである。そちらのほうがこの条例の文言として弱い。さきほどの困難な状況にある人の話をぜひ入れたいと申し上げたが、そのようなしんどい状況になってしまった人がもう一度、力を取り戻して、その力が発揮できるようになるという部分を何か、この条例の中に文言として入れられないかという意見であった。その思いに賛成である。

【委員長】

- ・どのように入れるか。

【委員】

- ・それは、基本理念の中に1つ、「すべての人」ではない項目を立てたらどうか。

【委員長】

- ・育てるといふことのニュアンスはあるが、同時に、傷ついた人たちに力を取り戻してもらうエンパワーメントの側面が必要だろうということで、相談の施策あたりも考えられるが、このような人たちをどう救い上げていくかということをもう少し出したいということだ。そうすると、先ほど出たように、「特に困難な状況にある人」というのを理念に入れるとなると、定義に入

れる必要が出てくるというわけである。いかがか。これも先ほどの「特に困難な状況にある人」ともかかわるので、宿題にしてもう一度検討しよう。

- ・教育に関しては、「事業者及び教育に携わる者との協働」との案になっている。教育に携わる者も事業者に入るだろうとのことで通してきたが、市の責務に入れるかを含めて2案出ている。「教育に携わる者」が入って、「その他の関係機関」が抜けてしまったが、いかがか。

【委員】

- ・そうだ。「市民、事業者、教育に携わる者、その他の機関」としたほうがよいのではないか。

【委員長】

- ・入れるとするとそのほうがよい。それから、責務にまで入れるかだがどうだろう。上の案の「市は、男女平等の推進にあたっては、国や地方公共団体と連携し、市民、事業者、教育に携わる者、その他の関係機関と協働」でいかがか。

【担当部長】

- ・一応たたき台としては出したが、ここだけ「教育に携わる者」が出てくるのは少々違和感がある。例えば市に関係している教育の部門は、保育もそうだが、市の責務に含まれるという考え方である。民間の学校は事業者等に含まれるという考え方できている。意見を受けてたたき台としたが、特出しするのはいかがか。逆に、他の部分から「教育に携わる者」が抜けてしまうことにつながらないか。

【委員長】

- ・逆に、他の条文に入っていないということで、全部入れ直さなければならなくなる。

【委員】

- ・前回も話したが、例えばここで「保育」という言葉が入ると、保育園の先生というイメージが相当集中してくる。むしろ教育というのは、生まれたときから老後に至るまでの全ての場、特に家庭の場、地域の場、そういったところも欠かせない。教育及び保育と強調すると、そこだけがやればよいと捉えられてしまうのではないか。学校教育はもちろん大事で、啓発して、家庭や地域と連携してやることは大事だが、そこだけ責務を特出しするのは、ある意味ではどのような意図があるのか。もっとみんなでやろうと。ただ、前文にも教育が課題解決の基盤になると言っているからには、「市は、教育の場と協働して」という言葉を入れても、強調する意味ではよいかなどは思う。
- ・一方で、市民との意見交換会の中で、保育や幼児教育の場がとても大事で、その場でさまざまな問題が起きているとの意見があった。例えば「保育、幼児教育、学校教育をはじめとして」というような表現にして、具体的にそういうところでもやるのだということを示すという方法はあるかと思う。

【委員】

- ・施策のほうに入れるような形か。

【委員】

- ・施策のほうに、保育や幼児教育、そして、学校教育という、教育段階をはじめとして「あらゆる」という言葉で入れることもできる。

【委員長】

- ・含み込めるか。では、教育に関しては、もとの文言をそのままにしつつ、「国や地方公共団体と連携を図り、市民、事業者、その他の関係機関」と、責務のほうはとどめておいて、個別の施策のほうで、今提案があったように、保育、幼児教育、それから、学校教育と、持っていてはどうか。

【委員】

- ・先ほどの提案は、「教育に携わる者との協働」としたほうがよいとのことだったが。

【委員】

- ・ここで言っている教育に携わる者というのは、基本理念で学校教育をはじめとして、生涯学習、その他、あらゆる教育の場において、そのような取り組みが行われること。その教育に携わる者と捉えるなら、よろしいかと思う。

【委員長】

- ・入れてもいいと。

【委員】

- ・そう。要するに学校教育だけではなくて、全ての教育の場にかかわる者がこういう意識を持ってやらなければならないと。そのためには、市も協働して、それをバックアップしますという形だったら、入れても構わないと考える。

【委員】

- ・入れていただきたい。

【委員長】

- ・強調したいところではある。

【委員】

- ・協働というときには、やはり内部の人と協働するというのは表現として少し変な感じがする。市で働いている教育関係者は市の人なので、市の人と市が協働するという表現になってしまう。

【委員】

- ・「市民、事業者及び教育に携わる者」でよいのではないか。

【委員】

- ・市民や事業者は市の外側にいる存在だから協働でよいが、教育に携わる人は例えば市立の学校や保育園であったりすると、それはもう市の人である。だから、市が市の人と協働するというのは、表現として少し変な感じがする。

【委員】

- ・特に違和感はないように思うが。

【委員】

- ・今の話の流れでは、市の責務の部分はそのままにして、個別の施策の部分に保育と幼児教育を入れようということだったが、もしそうだとすると、5の基本理念の（7）のところも形を合わせて、保育、幼児教育という文言にすれば、しっかりカバーされるのではないか。

【委員長】

- ・基本理念も同様にすると。

【委員】

- ・個別の政策の中でも同様に入れておく。

【委員長】

- ・そのほうがよい。

【委員】

- ・市の責務はそのままか。

【委員長】

- ・そのままにして、基本理念と個別の施策のところに、提案のあった保育・幼児教育を入れることでよいのではないか。「事業者及び教育に携わる者との協働」とすると、市が市と協働する意味になってしまうこともあり、おかしいことになる。そういうことも含めて、「教育に携わる者」というのは、ここにむしろ入れないほうがよい気がする。責務のところは今までの文言にしておくことでいかがか。基本理念の（7）を「保育・幼児教育、学校教育をはじめとして生涯学習、その他のあらゆる教育の場」とする案である。

【委員】

- ・カバーできている。

【委員】

- ・よいと思う。

【委員】

- ・ただし、個別の施策のところでは、後半に「学校教育」、「生涯学習等」という言葉がもう一度出てくる。そこを「それぞれの教育や学習等に携わる」といった、今まで述べたものを総称する表現にしたほうが文章としては通りやすい。「それぞれの教育や学習等に携わる者に対し」

か、「それぞれの教育や学習等の場に携わる者に対し」、「それぞれの教育や学習等の過程」、その3つの中のいずれかで通用するのではないか。

【委員長】

・教育の場はもう入っているので、「教育や学習等に携わる者に対して」でいかがか。

【委員】

・それがすっきりする。

【委員長】

・では、責務はもとのままとしよう。

【委員長】

・では、エンパワーメントはまた考えるとして、責務はこの辺でよろしいか。

・では、次に禁止事項に関して説明を求める。

【事務局】 説明

【委員長】

・1つの文章に全部を盛り込もうとすると大分無理があったようだ。2つに分けてもよいが、関係性はどうか。

【委員】

・「すべての人が、家庭、学校、地域、仕事の場、その他社会のあらゆる場において」と書いているのに、どうして事業者が含まれないように読めてしまうのかがよくわからない。全て含めるように読めるが。

【委員】

・人という場合は、基本的に想定するのは個人なので、団体を含んでいるようには見えない。団体の中の個人に対しては、もちろん禁止だという意味にはなるが。

【委員】

・団体そのものがということか。

【委員】

・そういうことだが、これはなかなか難しい。話は変わるが、もともとの市民案の定義のところで「市民、事業者、その他の団体」と書いてあったが、この直近の案だと、その他の団体はなくなっている。これはどうしてなくなったのか。

【委員】

・それは事業者の定義の中に含まれるからということである。事業者の定義にその他の団体も含めているので、わざわざ書かなくていいだろうとの話になった。

【委員】

・法人でない団体も事業者には含まれるが、事業活動を行わない団体は事業者の定義に入らないのではないか。

【委員】

・これについては、その他のあらゆる団体を含むと了解して、このように書いたはずである。

【委員】

・事業活動をしていれば、法人格の有無にかかわらず個人でも事業者という中に入ると考える。しかし、事業活動を行ってない団体までは、この定義の中だと入れきれないと考える。

【委員長】

・事業活動を行ってない団体というとなんがある。

【委員】

・サークルなどである。

【委員長】

・事業活動とは言わないか。

【委員】

・言わないのではないか。市民意見の中に、非公式な組織の中で、いわゆる事業を行っているようなところでなくても、そのような問題は起こっているのでとの指摘があった。

【委員】

- ・だから、これは事業活動を行うがかかってきているように読めてしまうが、事業活動を行わない団体も、その他の団体に含むというような了解で進んできたように思う。

【委員】

- ・定義を変えるか、例えばその他の団体などにして、事業を行わない団体も含めるような文言に変えるなどしないと、この定義を普通に読んでも、含まれているようには読めない。

【委員長】

- ・事業活動が全部かかってしまうように読めるからか。

【委員】

- ・なので、事業者特有なくくりで何か禁止事項を入れたいのであれば、もう少し膨らませるか、もう1つ加えるかのどちらかではないか。これもその他の団体のもともあったものをどうするかを含めてとりあえず宿題にしてもよろしいか。

【委員長】

- ・その他の団体、特に事業活動を行ってない団体をどう定義するかはペンディングにしておくとして、この禁止事項をどうするか。前の定義の「すべての人は」だと、事業者や事業活動をしてない団体などは入ってこないのではないかということである。市、市民及び事業者及びその他の団体は、社会のあらゆる場において、性差別的取り扱いをしてはならないと入れるか。

【委員】

- ・「すべての人及び団体は」としてはいかがか。

【委員】

- ・団体としてのハラスメントや暴力というのは基本的にはないわけである。ここでいう「すべての人は」というのは、きっと市民であろう。市民でもない関係のない人たちにまで及ぶわけではないはずである。

【委員】

- ・市内に住み、学び、働き、また活動する個人である。

【委員】

- ・ハラスメントや性別等による差別的取扱いは、市民については全部してはいけないということではよいと考える。団体として、市や事業者、場合によってはその他の団体について何か検証するということがあるとするれば、この中のカテゴリーとしては、差別的取り扱いだけになるのではないか。

【委員長】

- ・「市、事業者及びその他の団体は」とするか。

【委員】

- ・そう。だから、下の段に差別的取り扱いが入っていてよいのではないか。

【委員長】

- ・1本の条文にはならないか。

【委員】

- ・1本にするのは無理だろう。

【委員長】

- ・上段は市民を除いて、市や事業者に対して求めるもの、下は市民に求めるものとするので、わかりやすくはなるかもしれない。

【委員】

- ・上段の事業者には、事業活動を行わない団体は入らないのか。

【委員長】

- ・入れることとしよう。定義に入れるかどうかは別として、「事業者及びその他の団体」にするかだ。「市、事業者及びその他の団体は、あらゆる場で差別的取り扱いをしてはならない」。下段は、「市民は」にするか、「すべての人は」でいいかもしれない。

【委員】

- ・主語としては、やはり「市民」とすべきではないか。理念の条文の「すべての人」は問題ないと思うが、武蔵野市の条例であり、市民でないすべての人に対する禁止規範ではないわけである。

【委員長】

- ・では、下段を「市民」としよう。「市民は」、地域、仕事の間その他社会のあらゆる場で人権侵害してはいけない。上段は、「市と事業者とその他の団体」でいかがか。「市、事業者、その他の団体は組織として」ということで、性別等による差別的な取り扱いをしない。下段は、市民は暴力や人権侵害してはならない。しかし、団体でも暴力やハラスメント、人権侵害など、なくはないと思うが、それは「性別等による差別的な取扱い」に含まれるか。

【委員】

- ・難しいのは、団体が持っている土壌というか、風土というか、そういうものだと思う。そういう風土の中で、団体に属する多くの人からすごく責められることなどがある。

【委員長】

- ・あるいは性別的な分業を押しつけられるとか。

【委員】

- ・押しつけられるなど、何かそういうことが起こるということである。それを「性別等による差別的な取扱い」という表現でカバーできるかである。

【委員長】

- ・その中にはセクハラもあるかもしれない。

【委員】

- ・そう。だから、そういうものを許容するような土壌があつたりするわけである。しかし、そこまで書くことはなかなか難しい。

【委員】

- ・暴力やハラスメントが起こりやすい組織や状況というものはある。また、団体内部の人の暴力行為やハラスメントについては、団体自体が民事上の責任を負うことももちろんあるわけである。ただ、団体自体がハラスメントをする、暴力行為をするという記述はどうかと考える。

【委員長】

- ・難しい。しかし、団体の長が均等法でいえば名前を公表される場合もあり、セクハラにしてもやはり団体の長や学校長が罰されるわけである。なので、条文を一緒にしてもいいとも思うが、分けるかどうかだ。

【委員】

- ・団体が主語になれば、差別的な取扱いということがやはり必要になる。個人だとそうはならない。ただ、団体の場においても、性別等に起因する人権侵害があるわけだから、上段に団体のことを規定するにしても、差別的な取扱いだけではなく、文言として少し入る必要があるのではないか。団体と個人が重なる部分もあるだろうということである。

【委員長】

- ・性別等による差別的な取扱いから性別等に起因する人権侵害、暴力を1つにするのはやはり無理がある。

【中山委員】

- ・下段を「すべての人」を「市民」にして、上段は、市と事業者とその他の団体ということか。

【委員】

- ・少し別の話になるが、暴力、ハラスメント、差別的取扱いという順番だが、基本理念の1では「差別的取扱いや暴力」となっていて言葉の順番が一定でない。文言の順番を合わせたほうがよい。また、ハラスメントについては、基本理念に入れなくてもよいのか。

【委員長】

- ・理念には入れなくてよいのではないか。

【委員】

- ・先ほどから、団体自体がハラスメントや暴力行為をするということではないが、団体内でその

ようなことが起こらないようにしてほしいという共通認識はある。しかし、そこがどこにもカバーされていない。禁止事項ではそのような体制を整備してくださいということは入れにくい。なので、例えば基本理念の中に暴力やハラスメントなども入っていれば、事業者やその他の団体が守るべき基本理念としてカバーできるのではないか。

【委員】

・それは基本理念の1をもう少し膨らませるようなイメージか。

【委員】

・そのとおり。

【委員長】

・基本理念のほうに差別的取り扱いや暴力、ハラスメントについて入れることはいいかもしれない。それを入れておくと全体がカバーできるだろう。そうすると、この2つの代案をある程度活かせるか。市、事業者、その他の団体は差別的取り扱いをしてはいけない。2つ目は、市民は家庭やその他の場で暴力やハラスメント、その他の性別等に起因する人権侵害をしてはいけないとしておけば、カバーできることになる。いかがか。

【委員】

・基本理念は「すべての人」と入っている。

【委員長】

・では、禁止事項の下段については、主語の「市民は」をそのまま活かすことにして、事業者と2つに分けることにしたい。禁止事項はこれでいくこととする。では、公表される情報等への配慮について、事務局から説明してもらおう。

【事務局】 説明

【委員長】

・まずは、主語の「すべての人」を「市、市民及び事業者は」にすること。これについてはいいと思うが、いかがか。

【委員】

・よいのではないか。

【委員長】

・では次の行動計画について、事務局に説明してもらおう。

【事務局】 説明

【委員長】

・行動計画の策定や変更に関することは推進委員会の所管事項なので、これで問題ない考える。

【委員長】

・では、拠点に関して説明してもらおう。

【事務局】 説明

【委員長】

・上段は拠点を定義し、下段は相談機能を含めた中身を定義したわけである。これでよいと考える。

【委員長】

・では、事務局の方から個別の施策について説明してもらおう。

【事務局】 説明

【委員長】

・個別の施策に関しては、教育・学習に対する支援のところを先ほど直し、「市は保育・幼児教育、学校教育、生涯学習、その他のあらゆる教育の場において」とした。後段で「それぞれの教育や学習等に携わる者に対し必要な支援を行う」と直したので、これでよろしいかと考える。推進体制に関しての企業への顕彰等はいかがか。

【委員】

・やはりこの施策の文言の中でいきなり細目に入るのは無理があるので、例えば解説のところ的现状でこういうこともやっているとしたほうがよいのではないか。

【委員長】

- ・それは可能だろう。

【委員】

- ・それぐらいが妥協点ではないか。

【委員長】

- ・条例で入れているところもあるが、なじまないということか。解説等で、武蔵野市で行っている入札等の評価方式に関しても記述する。では、調査研究のジェンダー統計に関しては、前文を含めてどうするか、これも宿題にしておこう。相談窓口の設置に関してはいかがか。

【委員】

- ・対応案では「DV相談などの具体的な記述は難しい、センターがDV相談を行うかについての具体的な方向性はまだ決まっていない」と書かれている。これについては、第3次男女共同参画計画の中で幾つか書かれている。例えば、ヒューマン・ネットワークセンターの移転に伴い、配偶者暴力相談支援センター機能を担うなど、男女共同参画の推進拠点として機能拡充を図ることが書かれており、ヒューマン・ネットワークセンターの移転に伴い相談体制の整備を進めると書かれている箇所が2カ所ばかりある。この計画を読むと、女性に対する暴力に関する相談もヒューマン・ネットワークセンターで受けるという計画に読める。これは平成26年度からの5カ年計画のはずなので、今現在、進行中であるが。

【委員長】

- ・それとの整合性はどうなっているのか。

【担当部長】

- ・相談に関してここまで細かく書くのかどうかというのが1つあるのと、今後、実際に新しいセンターで行う相談には、当然、DVの方も来るだろうし、行わないわけではないので、この対応案の記述に関しては誤解がある。今は、子ども家庭支援センターが中心になって行っているが、どちらに相談に来てもいいわけであり、相談が来れば受けるし、例えば警察や関係機関につなげるなどの必要な措置もとる。

【委員】

- ・実際とは少しずれた形になっている。

【担当部長】

- ・少しずれがある。ただ、相談をやると書いているので、具体的に何相談というところまでは、条例では落とさなくてもよいのではないかと考える。

【委員】

- ・この条例に文言として入れるという話にはならないとは思いますが、LGBTの子供に対するケースワーカーの理解がなかったという意見があった。これは聞いていてひどいと思った内容でもあり、統一した対応が追いつかないという現状はどうしてもあると思うが、LGBT相談を常設でなくても、どこかでそのような機能を持たせることは難しいのか。

【担当部長】

- ・現状では、今のところ、女性総合相談が的確かどうかはわからないが、そのような相談があれば受けることと、東京都の相談を案内することもある。今回の意見はおそらく、ケースワーカーの対応が不満だったという現状の訴えだったのかなという気がする。

【委員長】

- ・これは研修などで担当の人たちに理解を深めてもらわないといけないわけである。これはもちろん市の責務だろう。では、相談に関しては、DVなどを特化して入れるかどうかだ。第3次計画との齟齬はないとの解釈でよいとのことである。具体的な記述は特に難しくはないような気がするが、どうだろう。「さまざまな相談を受けるための窓口を設置します」で来ている。

【委員】

- ・市民に知ってほしいとの意見である。

【委員】

- ・市民意見の意図は、相談のハードルを下げたいという話だった。誰でも相談できるような場所

であり、そのことがわかるような文言にしてほしいというメッセージだった。だから、「性別等に起因するさまざまな相談」というのは全てをカバーしていると思うが、やはり暴力の問題や性的少数者の話なども文言として出しておく、ハードルが若干下がるのではないかな。

【担当部長】

- ・今後、条例に関して細かく、よりわかりやすい解説をつくるので、その中で入れることとしてもよいのではないかな。

【委員】

- ・そこで解説してもいい。今の文言でも内容的には含んでいると思っている。

【委員】

- ・「起因する」がさまざまだから。

【委員】

- ・そう。

【委員長】

- ・今は広目にとっている。性別等の定義にも入っているわけだから、これでよいのではないかな。

【委員】

- ・当然、LGBTの子供の話もカバーできる。

【委員】

- ・ほんとうに困った状況の人が相談をしたいとなったときは、例えば市役所に電話したり、ネットで調べたりすると思う。だから、そういうときにぱっと情報が出れば、どこに相談に行けばよいか分かる。困ったときに、条例をとりあえず読み始めるということはないと思うので、ここで含まれていればよいと考える。目につきやすいところに多くの周知の場があればそれでよいのではないかな。

【委員長】

- ・このままでいかがか。相談等の窓口は性別等に起因するものは何でも受けることになっているので、このままの文言で行くこととしたい。それから、市役所に行くことはハードルが高いが、夜間受付やセンターの存在を示したいということも、拠点のところに入った。あとは運用上の問題ということになる。それから、メディアリテラシーのところはいかがか。啓発と普及・広報とは違うし、大事な施策なのでこのまま活かしたいとある。このままでよいかと考えるが。

【委員】

- ・よいのではないかな。

【委員長】

- ・では、このままここに置くこととする。例示を特出ししておきたいと考える。それから、防災に関しては、以前は「防災・復興分野における」とのことだったが、それを「防災・災害対応・復興分野における」との見出しにし、かつ中身も「災害に関するあらゆる局面」と言っているが、これでよいか。

【委員】

- ・「防災に関するあらゆる局面」だと逆に、災害に関する防災の局面など、わかりにくいので、「防災・災害対応・復興など、災害に関するあらゆる局面において」としたほうが、災害が起こる前から後の復興まで全部入ることが読んでわかるので、よいのではないかな。

【委員長】

- ・見出しだけでなく、中身にも入れるのか。

【委員】

- ・そうすると、逆に見出しについては「災害施策の推進」など、短くする。

【委員長】

- ・では、中身のほうに「防災・災害対応・復興分野」にして、見出しを「防災施策の推進」とする。
- ・それから、リプロの施策は宿題にしておこう。
- ・積極的改善措置はポジティブ・アクションと括弧書きで入れるとして、それ以外に「必要な範

圏内において」との意見があったが、これは入れることにしよう。

- ・次に、推進委員会については、任期が1年では短く、2年がよいのではないかとの意見だが、2年の任期についてはよろしいと考える。それから、公募委員を入れることを明記してほしいとの意見があった。公募市民を含む12人以内としているが、これでよろしいか。

【委員】

- ・よいのではないか。

【委員長】

- ・では、これでいくこととする。次に、苦情申立てについて説明を求める。

【事務局】 説明

【委員長】

- ・苦情申し立てに関しては、「あらゆる苦情」ではなく、「市の施策に関する苦情」としたわけだが、これに関してはいかがか。ここは、市民との意見交換会でずいぶん指摘されたところである。事業者には是正を行う覚悟があるかどうかということだった。それは少し難しいのではないかと対応案である。

【事務局】

- ・多摩市と相模原市に問い合わせたところ、市の施策以外の人権侵害などに関する苦情はこれまでになかったとのことだった。ただ、民間事業者に対する苦情というのは、相談であるらしいが、そういった労使の相談は労働基準監督署につないでいるとのことだった。

【委員】

- ・窓口の人がどのような気持ちで相談に来た人の話を受けとめるかということが大事だと考える。これは条例に書くことではないが。

【委員】

- ・清瀬市は苦情の申し立てのところで「市民は性別による差別的取り扱い、その他、男女平等推進施策を阻害する要因によって、人権が侵害されたと認めるときは、清瀬市男女平等苦情処理委員に申し立てをすることができる」となっている。

【事務局】

- ・それも施策となっている。多摩市のものを見るとよくわかるが、「施策並びにその他の事項に対し」となっている。

【委員長】

- ・小金井市もそうだ。「あらゆるもの」ということになっている。事業者への苦情は、もちろん持ち込まれてもいいわけだが、ほかのところにつなぐということになると思う。いかがか。苦情というより、その前段の相談ということになる。相談は何を持ち込まれてもいいという前提、かつ、そこで十分対応もできるだろうということである。ただ、この条例に基づく事業者の問題などもちろんあるわけだが、それはやはり一義的なものではない。条例自体は市の施策を縛るというか、市の権力を縛るというか、市に男女差別をさせないという条例でもあるので、趣旨として、市の男女差別を禁ずるためのものであり、もしそれに違反していたら苦情を持ち込めるということで、とりあえず、この条文で出したらどうだろうか。批判もあるかもしれないが、いかがか。市が関与する施策に限定してということによいか。

【委員】

- ・よいのではないか。

【委員】

- ・別件だが、個別の施策の「積極的改善措置」のところで、「固定的な役割分担の意識が残ると認められる場合」と、その後の「性別等による格差が生じていると認められる場合」、どちらも「認められる場合」にしたほうがよい。それから、推進委員会では、「調査及び審議」と修正したほうがよい。また、「ただし、再任は妨げません。」となっているが、これは必要ないと考える。積極的に書くことではない。あと、推進委員が2年であれば、苦情処理委員も任期を合わせるべきである。苦情申立ての1行目の、「施策に係る」の「係る」は平仮名にすべきだ。

【委員長】

- ・ほかはいかがか。あとは、リプロダクティブ・ヘルス／ライツあたりの検討と、「ジェンダー」という言葉や前文を含めて次回回しになっているが、今日で9割方決まってきたので、事務局のほうで整理して何とか完成に近づけたい。

■議題（3）その他

○日程について

第4回起草委員会：9月13日(火)19時～21時、武蔵野プレイス 4階 フォーラムA

第11回条例検討委員会：9月30日(金)19時～21時、武蔵野プレイス 4階 フォーラムA

— 了 —